

南丹まなびサポート事業実施要項

（目的）

第1条 京都府南丹教育局（以下「南丹教育局」という。）は、教職を目指す大学生（大学又は京都伝統工芸大学校に在籍する者で、大学院生、科目等履修生及び聴講生を含む。以下同じ。）を「南丹まなびサポーター」（以下「サポーター」という。）として管内の小中義務教育学校に派遣し、学習活動等への支援を行うことにより、児童生徒の学力の充実・向上を図るとともに、教職を志す大学生の資質の向上を図る。

（活動場所）

第2条 活動場所は、管内の小中義務教育学校のうち、サポーターの派遣を希望する学校（以下「活動校」という。）とする。

（活動内容）

第3条 サポーターは、活動校において主に次の活動を行う。

- (1) 児童生徒への読書活動支援及び学習支援
- (2) 特技を生かした小学校（義務教育学校前期課程を含む。）クラブ活動や中学校（義務教育学校後期課程を含む。）部活動への支援
- (3) その他活動校における児童生徒への支援

（活動期間）

第4条 活動は、年間を通じて行うことができるものとする。

（登録）

第5条 サポーターに登録を希望する者は、原則として南丹教育局で面接を受けた後、活動校を通じて南丹まなびサポーター登録票兼派遣申請書（別記第1号様式）を提出する。

- 2 南丹教育局は、提出された登録票兼派遣申請書に基づき、サポーターとして登録する。
- 3 登録は年間を通じて行うこととし、その有効期間は、登録の日から該当年度の末日までとする。
- 4 登録者の個人情報、本事業の目的以外には使用しない。

（派遣手続き）

第6条 南丹教育局は、派遣する活動校を選定し、サポーターの活動校及び所管教育委員会に通知する。

- 2 活動校は、活動内容等についてサポーターと事前調整の上、南丹まなびサポーター登録票兼派遣申請書（別記第1号様式）を所管教育委員会を通じて南丹教育局へ提出する。

（実施報告書）

第7条 活動校は、サポーターの活動終了後に、所管教育委員会を経由して南丹まなびサポート事業実施報告書（別記第2号様式）を提出する。

(サポーターの遵守事項)

第8条 サポーターは、この事業の活動に当たって次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 活動校での活動を通じて知り得た児童生徒の個人情報及びその他の事項の守秘
- (2) 活動校の教職員に準じ、規律ある言動の励行
- (3) 活動校の管理者の指示事項

(保険の加入)

第9条 サポーターは、活動に当たってボランティア保険に加入するものとする。

2 ボランティア保険の加入手続きは、南丹教育局で行う。なお、教師力養成講座生については、養成講座開講期間中は京都府教育庁管理部教職員企画課が保険の加入手続きを行う。

(経費)

第10条 サポーターの活動に要する経費は、原則として本人負担とする。ただし、ボランティア保険の加入に係る経費は南丹教育局が負担する。

(その他)

第11条 南丹教育局は、サポーターが第8条に定める遵守事項に対して違背行為等を行った場合は、必要に応じ、その者の活動を停止し、又は登録を取り消すことがある。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、南丹教育局長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。